

公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画（令和4年度～9年度）新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1から第2 略</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 業務運営体制の確立 理事長(学長)が法人運営及び教育研究の両面においてリーダーシップを発揮し、機動的かつ効果的な意思決定ができるよう、課題に応じた学長直轄の組織を設置する。</p> <p>(2) 外部意見の反映 ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用し、大学管理運営に幅広い意見を取り入れる。 イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し大学運営に活用する。 <u>〔指標〕理事と外部役員・委員との意見交換：年1回以上</u></p> <p>(3) 業務運営の適正化 ア 内部統制システムの確実な運用を図るため、コンプライアンス研修等の様々な機会を捉え、大学全体における法令遵守等に関する意識の徹底を図る。 イ 多角的観点からの内部監査を実施し、業務運営の適正化を図る。</p>	<p>第1から第2 略</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 業務運営体制の確立 理事長(学長)が法人運営及び教育研究の両面においてリーダーシップを発揮し、機動的かつ効果的な意思決定ができるよう、課題に応じた学長直轄の組織を設置する。</p> <p>(2) 外部意見の反映 ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用し、大学管理運営に幅広い意見を取り入れる。 イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し大学運営に活用する。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) 業務運営の適正化 ア 内部統制システムの確実な運用を図るため、コンプライアンス研修等の様々な機会を捉え、大学全体における法令遵守等に関する意識の徹底を図る。 イ 多角的観点からの内部監査を実施し、業務運営の適正化を図る。</p>

## 2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

### (1) 人材の確保

#### ア 教員

(ア) 教員が自己の能力を発揮できるよう教育研究環境を充実させ、優れた資質を有する教員の確保及び維持を図る。

(イ) 本学の教育理念・教育目標が達成できるよう、柔軟な雇用制度の活用など教員確保のための対策を講じる。

#### イ 事務職員

事務局の運営に必要な専門性の高い人材の確保に努める。

### (2) 人材の育成

#### ア 評価制度の改善

教員及び事務職員それぞれの評価制度を適切に運用しながら改善を図る。

#### イ 研修の推進

学外の研修も活用したファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを継続して推進し、職員の能力の向上を図る。

〔指標〕職員を講師とするスタッフ・ディベロップメント研修会の開催：年3回以上

## 3 略

第4から第11 略

## 2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

### (1) 人材の確保

#### ア 教員

(ウ) 教員が自己の能力を発揮できるよう教育研究環境を充実させ、優れた資質を有する教員の確保及び維持を図る。

(エ) 本学の教育理念・教育目標が達成できるよう、柔軟な雇用制度の活用など教員確保のための対策を講じる。

#### イ 事務職員

事務局の運営に必要な専門性の高い人材の確保に努める。

### (2) 人材の育成

#### ア 評価制度の改善

教員及び事務職員それぞれの評価制度を適切に運用しながら改善を図る。

#### イ 研修の推進

学外の研修も活用したファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを継続して推進し、職員の能力の向上を図る。

(新設)

## 3 略

第4から第11 略